定款

株式会社 高田工業所

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社高田工業所と称し、 英文では、TAKADA CORPORATIONと表示する。

(本店の所在地)

第 2 条 当会社は、本店を北九州市八幡西区に置く。

(目的)

- 第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 鉄鋼、化学、石油、ガス、電力、原子力、海洋開発、都市開発、自動車、 通信、新素材、バイオテクノロジー、エレクトロニクス、ガラス、食品、医 薬品、物流などの各種産業設備および水処理、廃棄物処理その他公害防止設 備などに関する下記事業
 - (1) 設備・装置・機器のエンジニアリングおよびコンサルティング
 - (2) 設備・装置・機器の設計、製作および販売
 - (3) 設備・装置・機器の据付、土木、建築、電気、計装、配管など工事の設 計、施工および監理
 - (4) 設備・装置・機器の運転、保全および修理
 - (5) 設備・装置・機器の技術開発および試験研究の受託
 - 2. 通信機器、電子精密機器、電子計算機およびその端末機器ならびにこれら に関する各種システムおよびソフトウエアの開発、製作、販売事業
 - 3. 労働者派遣事業
 - 4. 次の物品の売買および輸出入事業
 - (1) 各種工作機械・器具(計量器、医療用機器を含む)、工具、電気・電子機器、産業用・民生用車両およびこれらの部品
 - (2) 窯業原料、木材、その他土木建築用資材およびこれらの製品
 - (3) 医薬品、化粧品、工業薬品、化学薬品、農業薬品、肥料、飼料およびこれらの製品
 - (4) 食品類、酒類および清涼飲料
 - (5) 書籍、運動用品、楽器その他教養、レジャー用品、事務用品、家具、衣料および雑貨
 - 5. 教育図書・教材の製作および販売ならびに学習教室の経営
 - 6. 土地の開発利用、宅地造成および住宅の建設・補修ならびに緑化造園事業
 - 7. 不動産の売買、仲介、賃貸および管理

- 8. 警備の請負および防犯、防火、防災、救急など安全に関する設備、機器、 システムの開発、販売に関する事業
- 9. 家事代行、引越し、健康増進などに関する一切の調達業務
- 10. 前各号に付帯関連する一切の事業

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

- 第 5 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

第2章 株式と株主

(発行可能株式総数と種類)

第 6 条 当会社が発行する株式の総数は、51,383,800株とし、このうち、41,383,800 株を普通株式、5,000,000株をB種株式、4,000,000株をD種株式、1,000,000 株をE種株式とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって 市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の普通株式、B種株式、D種株式およびE種株式の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

- 第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、 次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の 割当てを受ける権利
 - (4) 前条に定める単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

- 第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第 12 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱およびその手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

(基準日)

- 第 13 条 当会社は毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決 権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利 を行使することができる株主とする。
 - 2. 前項にかかわらず、必要ある場合には取締役会の決議によって、あらかじめ公告のうえ一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第2章の2 優先株式

(B種株式の議決権)

第 14 条 B種株式を有する株主(以下「B種株主」という。)は、株主総会において 議決権を有しない。

(B種株式への優先配当金)

第 14 条の2 当会社は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末 日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種株主またはB種株式の登録 株式質権者(以下「B種登録株式質権者」という。)に対し、当該事業年度の 末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下 「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録 株式質権者」という。)に先立ち、B種株式1株につき年80円を上限として、 B種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額(ただし、A種株式の取 得請求によって発行されるB種株式については、A種株式の発行に際して取 締役会の決議で定める額)の剰余金の配当(以下「B種優先配当金」という。) を、分配可能額がある限り必ず支払う。

ただし、配当金額の計算は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

- 2. 当会社は、定款に定める金銭の分配を行うときは、B種株主またはB種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につきB種優先配当金の2分の1を上限として、B種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額(ただし、A種株式の取得請求によって発行されるB種株式については、A種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額)の金銭(以下「B種優先中間配当金」という。)を支払う。
- 3. B種優先中間配当金が支払われた場合においては、本条第1項のB種優先 配当金の支払いは、B種優先中間配当金を控除した額による。
- 4. B種株式に対する配当が、当該事業年度において本条第1項の金額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。
- 5. B種株式に対しては、本条第1項に規定するB種優先配当金の額を超えては配当しない。

(B種株式への残余財産分配)

- 第 14 条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、B種株主またはB種登録株式 質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、B種株式1株 につき800円を支払う。
 - 2. B種株式に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。

(B種株式の取得請求とD種株式およびE種株式の交付)

第 14 条の4 B種株主は、平成21年3月23日以降いつでも、当会社に対し、B種株式の取得を請求することができる。この場合、当会社は、B種株式5株を取得するのと引換えに、当該B種株主に対し、D種株式4株およびE種株式1株を交付する。なお、取得請求は、5の整数倍のB種株式をもって行わなければならない。

(B種株式の取得請求と現金の交付)

第 14 条の5 B種株主は、平成20年9月20日以降、毎年7月1日から7月31日まで の期間(以下「取得請求可能期間」という。)において、当会社に対し、B 種株式の取得を請求することができる。この場合、当会社は、毎事業年度に、 前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、取得請求期間満了の日から1ヶ月以内に、分配可能額の範囲内において、当該B種株主またはB種登録株式質権者に対し、1株につき800円を交付する。

(B種株式の任意取得)

第 14 条の6 当会社は、いつでも法令に従って、B種株主との合意により、分配可能額をもって、B種株式を取得し、取締役会決議によって、これを消却することができる。

(D種株式の議決権)

第 15 条 D種株式を有する株主(以下「D種株主」という。)は、株主総会において 議決権を有しない。

(D種株式への優先配当金)

第 15 条の2 当会社は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録されたD種株主またはD種株式の登録株式質権者(以下「D種登録株式質権者」という。)に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、D種株式1株につき年80円を上限として、D種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額(ただし、B種株式の取得請求によって発行されるD種株式については、B種株式の発行に際して定められた額)の剰余金の配当(以下「D種優先配当金」という。)を、分配可能額がある限り必ず支払う。

ただし、配当金額の計算は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

- 2. 当会社は、定款に定める金銭の分配を行うときは、D種株主またはD種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、D種株式1株につきD種優先配当金の2分の1を上限として、D種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(以下「D種優先中間配当金」という。)を支払う。
- 3. D種優先中間配当金が支払われた場合においては、本条第1項のD種優先 配当金の支払いは、D種優先中間配当金を控除した額による。
- 4. D種株式に対する配当が、当該事業年度において本条第1項の金額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。
- 5. D種株式に対しては、本条第1項に規定するD種優先配当金の額を超えては配当しない。

(D種株式への残余財産分配)

第 15 条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、D種株主またはD種登録株式 質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、D種株式1株 につき800円を支払う。

2. D種株式に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。

(D種株式の取得請求と現金の交付)

- 第 15 条の4 D種株主は、平成21年3月23日以降、毎年7月1日から7月31日までの期間(以下「取得請求可能期間」という。)において、D種株式の取得を請求することができる。この場合、当会社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、取得請求可能期間満了の日から1ヶ月以内に、分配可能額の範囲内において、当該D種株主またはD種登録株式質権者に対し、1株につき1,000円を交付する。
 - 2. 前項および第16条の6第1項にかかわらず、前項により取得請求されたD 種株式への交付金額総額と第16条の6第1項に基づいて強制取得されるE種 株式への交付金額総額の合計額が前項の分配可能額の上限金額を超える場合、 当会社は、前項により取得請求されたD種株式の株式数にかかわらず、当該 分配可能額の上限金額の限度内において、D種株式4株に対しE種株式1株 の割合にてD種株式とE種株式を取得するものとし、当該D種株主またはD 種登録株式質権者に対しては1株につき1,000円を交付し、且つ、当該E種株 主またはE種登録株式質権者に対しては、1株につき取得時の時価と第16条 の7に定める額(以下「E種基準価額」という。)との差額の7%に、800円 をE種基準価額で除して得られる数を乗じた額の5倍の額の金員を交付する。 ただし、E種株式1株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。

(D種株式の強制取得)

- 第 15 条の5 当会社は、平成21年3月23日以降、毎年8月1日(当日が土日祝日の場合は翌営業日とする。以下「強制取得可能日」という。)に、D種株主またはD種登録株式質権者の意思にかかわらず、D種株式を取得することができる。この場合、当会社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、分配可能額の範囲内において、当該D種株主またはD種登録株式質権者に対し、1株につき1,000円を交付する。
 - 2. 前項の取得がD種株式の一部取得に留まる場合、各D種株主またはD種登録株式質権者から取得する株式数(1株未満切捨)は次の計算式により定めるものとする。

各 D 種株主または D 種登録株式質権者から取得する株式数 = 当該 D 種株主または D 種登録株式質権者が有する株式数 × 強制取得対象 D 種株式総数 / 発行済 D 種株式総数

(D種株式の任意取得)

第 15 条の6 当会社は、いつでも法令に従って、D種株主との合意により、分配可能額をもって、D種株式を取得し、取締役会決議によって、これを消却することができる。

(E種株式の議決権)

第 16 条 E種株式を有する株主(以下「E種株主」という。)は、株主総会において 議決権を有しない。

(E種株式への優先配当金)

第 16 条の2 当会社は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録されたE種株主またはE種株式の登録株式質権者(以下「E種登録株式質権者」という。)に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、E種株式1株につき年80円を上限として、E種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額(ただし、B種株式の取得請求によって発行されるE種株式については、B種株式の発行に際して定められた額)の剰余金の配当(以下「E種優先配当金」という。)を、分配可能額がある限り必ず支払う。

ただし、配当金額の計算は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

- 2. 当会社は、定款に定める金銭の分配を行うときは、E種株主またはE種登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、E種株式1株につきE種優先配当金の2分の1を上限として、E種株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(以下「E種優先中間配当金」という。)を支払う。
- 3. E種優先中間配当金が支払われた場合においては、本条第1項のE種優先 配当金の支払いは、E種優先中間配当金を控除した額による。
- 4. E種株式に対する配当が、当該事業年度において本条第1項の金額に達しない場合であっても、その差額は翌事業年度以降に累積しない。
- 5. E種株式に対しては、本条第1項に規定するE種優先配当金の額を超えては配当しない。

(E種株式への残余財産分配)

- 第 16 条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、E種株主またはE種登録株式 質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、E種株式1株 につき800円を支払う。
 - 2. E種株式に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。

(E種株式の取得請求と新株予約権の交付)

第 16 条の4 E種株主は、平成21年から令和15年までの間、毎年の取得請求可能期間において、E種株式の取得を請求することができる。この場合、当会社は、取得請求期間満了の日から1ヶ月以内に、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対し、E種株式1株につき、別紙「新株予約権の内容および数」に定める内容の新株予約権5個を交付する。

(E種株式の取得請求と現金の交付)

第 16 条の5 E種株主は、令和16年以降については、毎年の取得請求可能期間において、E種株式の取得を請求することができる。この場合、当会社は、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、取得請求期間満了の日から1ヶ月以内に、分配可能額の範囲内において、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対し、1株につき、取得時の時価とE種基準価額との差額の7%に、800円をE種基準価額で除して得られる数を乗じた額の5倍の額の金員を交付する。ただし、E種株式1株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。

(E種株式の強制取得)

- 第 16 条の6 当会社は、第15条の4に基づきD種株主からD種株式の取得請求がなされた場合、E種株主またはE種登録株式質権者の意思にかかわらず、取得請求がなされたD種株式の数の4分の1の数のE種株式を取得することができる。この場合、当会社は、D種株式の取得請求がなされた事業年度の前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、分配可能額の範囲内において、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対し、1株につき、取得時の時価とE種基準価額との差額の7%に、800円をE種基準価額で除して得られる数を乗じた額の5倍の額の金員を交付する。ただし、E種株式1株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。
 - 2. 第15条の4第1項および前項にかかわらず、取得請求されたD種株式への交付金額総額と前項に基づいて強制取得されるE種株式への交付金額総額の合計額が前項の分配可能額の上限金額を超える場合、当会社は、第15条の4に基づき取得請求されたD種株式の株式数にかかわらず、当該分配可能額の上限金額の限度内において、D種株式4株に対しE種株式1株の割合にてD種株式とE種株式を取得するものとし、当該D種株主またはD種登録株式質権者に対しては1株につき1,000円を交付し、且つ、当該E種株主またはE種登録株式質権者に対しては、1株につき取得時の時価とE種基準価額との差額の7%に、800円をE種基準価額で除して得られる数を乗じた額の5倍の額の金員を交付する。ただし、E種株式1株に対し交付される金員の上限は1,000円とする。
 - 3. 前2項の取得がE種株式の一部取得に留まる場合、各E種株主またはE種登録株式質権者から取得する株式数(1株未満切捨)は次の計算式により定めるものとする。
 - 各E種株主またはE種登録株式質権者から取得する株式数=当該E種株主またはE種登録株式質権者が有する株式数×強制取得対象E種株式総数/発行済E種株式総数
 - 4. 前条および本条の取得時の時価とは、毎年8月1日に先立つ45取引日目に 始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当会社 の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値の

ない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五 入する。)を指すものとする。

(E種基準価額)

- 第 16 条の7の1 E種基準価額は、第16条の5または第16条の6第1項に基づき当会社がE種株式を取得する年の4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。ただし、前記の平均値が、146.7円(以下「E種上限価額」という。)を超えたときはE種上限価額を、E種上限価額の2分の1を下回ったときはE種上限価額の2分の1を、E種基準価額とする。
 - 2. 前項にかかわらず、当会社がE種株式を平成25年9月20日から平成26年3 月31日までの間に取得することとなった場合、E種基準価額は146.7円とする。

(E種基準価額の調整)

第 16 条の7の2 平成21年3月19日以降に次のaないしcのいずれかに該当する事情が生じた場合には、E種基準価額の算定にあたり、E種基準価額を次に定める算式(以下「E種基準価額調整式」という。)により調整する。

- a E種基準価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式 を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む)
- b 株式の分割により普通株式を発行する場合
- c E種基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式を取得できる新株予約権を発行する場合またはE種基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式を引換えとして交付することを内容とする取得請求権付株式を発行する場合(B種株式の取得請求によりD種株式、E種株式を発行する場合を除く)
- 2. 前項aからcに掲げる場合の他、合併、資本の減少または普通株式の併合などによりE種基準価額の調整を必要とする場合には、合併比率、資本の減少の割合、併合割合などに即して、取締役会が適当と判断する価額に変更する。
- 3. E種基準価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後E種基準価額 を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取 引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気 配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位ま で算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

4. E種基準価額調整式に使用する調整前E種基準価額は、調整後E種基準価額を適用する前日において有効なE種基準価額とし、また、E種基準価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合は調整後E種基準価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。

(E種株式の任意取得)

第 16 条の8 当会社は、いつでも法令に従って、E種株主との合意により、分配可能額をもって、E種株式を取得し、取締役会決議によって、これを消却することができる。

(優先順位)

第 17 条 B種株式、D種株式およびE種株式の優先配当金、優先中間配当金ならび に残余財産の分配の支払順位は同順位とする。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第 18 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要のある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 19 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、 取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締 役会において定めた順序に従って他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

- 第 20 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報 について、電子提供措置をとるものとする。
 - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 21 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席 した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有す

る株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 22 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

ただし、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会 社に提出しなければならない。

(株主総会の権限)

第 23 条 株主総会は、会社法その他の法令または定款に定める事項に限り決議する ことができる。

(議事録)

第 24 条 株主総会の議事は、経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録して会社に保管する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第25条 当会社の取締役は、3名以上15名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 26 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。取締役の選任決議は、議決権 を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 27 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第28条 当会社は、取締役会決議によって、代表取締役を選定する。
 - 2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - 3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長を各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名選定することができる。

(相談役)

第29条 取締役会の決議により、相談役を置くことができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 30 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、そ の議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会において定めた順序 に従って他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第 31 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の権限)

第 32 条 取締役会は、取締役をもって組織し、会社の業務執行の決定、職務執行の 監督、代表取締役および役付取締役の選定および解職を行う。

(取締役会の決議方法)

第 33 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 34 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的 記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議 があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りで はない。

(取締役会の議事録)

第 35 条 取締役会の議事は、経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名して会社に保管する。

(取締役会規程)

第 36 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会 において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 37 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産 上の利益(以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第 38 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等

であるものを除く。) との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定 する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、 法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 39 条 当会社の監査役は、3名以上5名以内とし、そのうち半数以上は社外監査役でなければならない。

(監査役の選任)

第 40 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。監査役の選任決議は、議決権 を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第 41 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2. 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 42 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第43条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の権限)

第 44 条 監査役会は、監査役をもって組織し、監査報告の作成、常勤監査役の選定および解職、監査の方針、当会社の業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定を行う。

(監査役会の決議方法)

第 45 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数 をもって行う。 (監査役会の議事録)

第 46 条 監査役会の議事は、経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名して会社に保管する。

(監査役会規程)

第 47 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会 において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 48 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第 49 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を 怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第50条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第 51 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の職務)

第 52 条 会計監査人は、当会社の計算書類およびその附属明細書、臨時計算書類、 連結計算書類を監査し、会計監査報告を作成する。

(会計監査人の報酬等)

第53条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第54条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第 55 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度の末日の最終の株主名簿 に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余 金の配当(以下「期末配当金」という。)をすることができる。

(中間配当金)

第 56 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第 57 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
 - 2. 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

(附則)

- 1. 定款第20条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする 株主総会については、定款第20条(株主総会参考書類等のインターネット開示 とみなし提供)はなお効力を有する。
- 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

新株予約権の内容および数

① 新株予約権の目的たる株式の種類および数、またはその数の算定方法 当会社は、新株予約権1個につき、800円を②に定める額(以下「基準価額」と いう。)で除して得られる数の当会社普通株式を交付する。

② 基準価額

- ア 新株予約権の権利行使が平成25年9月20日から平成26年3月31日までの間に行われた場合、146.7円(以下「当初基準価額」という。)を基準価額とする。新株予約権の権利行使が平成26年4月1日以降に行われた場合については、毎年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)を、同年4月1日より翌年3月31日まで1年間に権利行使する場合の基準価額とする。ただし、前記の平均値が、当初基準価額を超えたときは当初基準価額を、当初基準価額の2分の1を下回ったときは当初基準価額の2分の1を、基準価額とする。
- イ 次のaないしcのいずれかに該当する事情が生じた場合には、基準価額の 算定にあたり、基準価額を次に定める算式(以下「基準価額調整式」という。) により調整する。

- a 基準価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発 行する場合(自己株式を処分する場合を含む)
- b 株式の分割により普通株式を発行する場合
- c 基準価額調整式に使用する時価を下回る価額で普通株式を取得できる新 株予約権を発行する場合または基準価額調整式に使用する時価を下回る価 額で普通株式を引換として交付することを内容とする取得請求権付株式を 発行する場合
- ウ イ a から c に掲げる場合の他、合併、資本の減少または普通株式の併合な どにより基準価額の調整を必要とする場合には、合併比率、資本の減少の割 合、併合割合などに即して、取締役会が適当と判断する価額に変更する。
- エ 基準価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後基準価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示

を含む。) の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出 し、その小数第2位を四捨五入する。) とする。

- オ 基準価額調整式に使用する調整前基準価額は、調整後基準価額を適用する 前日において有効な基準価額とし、また、基準価額調整式で使用する既発行 普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また株主割当日がない場合 は調整後基準価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通 株式数とする。
- ③ 発行する新株予約権の総数 5,000,000個を上限とする。
- ④ 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否 金銭の払込を要しない。
- ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法 1株当たりの払込金額を基準価額(以下「払込金額」という。)とし、各 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、この払込金額に①に定 める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。
- ⑥ 新株予約権の権利行使期間平成25年9月20日から令和15年9月19日まで(20年間)
- ⑦ 新株予約権行使の条件 新株予約権の抵当・質入、その他の処分は認めない。
- ⑧ 増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ア 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切上げた額とする。
 - イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金 の額は、本項ア記載の資本金等増加限度額から本項アに定める増加する資本 金の額を減じた額とする。

⑨ 新株予約権の取得条項

ア 当会社は、平成21年から平成25年までの間、毎年8月1日(当日が土日祝日の場合は翌営業日とする。)に、新株予約権者の意思にかかわらず、新株予約権を取得することができる。この場合、当会社は、当該新株予約権者に対し、新株予約権1個につき、取得時の時価と146.7円との差額の7%に800円を146.7円で除して得られる数を乗じて算出される額の金員を交付する。た

だし、新株予約権1個に対し交付される金員の上限は200円とする。

イ 前項の取得が新株予約権の一部取得に留まる場合、各新株予約権者から取得する新株予約権の個数(1個未満切捨)は次の計算式により定めるものとする。

各新株予約権者から取得する新株予約権の個数=当該新株予約権者が有する新株予約権の個数×強制取得対象新株予約権総数/発行済新株予約権総数 数

ウ 取得時の時価とは、8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の、株式会社東京証券取引所の開設する市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

⑩ 組織再編時の取扱い

当会社が、合併(当会社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(当会社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ア 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権 者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- イ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ウ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、第①項に準じて決定する。
- エ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編 行為の条件等を勘案の上調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的であ る株式の数を乗じて得られるものとする。
 - オ 新株予約権を行使することができる期間

第⑥項に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、第⑥項に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

カ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金およ

び資本準備金に関する事項第⑧項に準じて決定する。

キ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するも のとする。

ク 再編対象会社による新株予約権の取得 第⑨項に準じて決定する。

⑪ 端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない 端数がある場合には、会社法第283条の定めに従うものとする。

② 新株予約権証券の発行新株予約権証券は発行しない。

以 上